

独立行政法人航空大学校の見直し

平成27年9月10日

国土交通省

現在、訪日外国人の増大やLCCの相次ぐ参入など、航空業界をめぐる環境は大きく変化しているところ、我が国の航空需要は今後も大幅に拡大することが予想されている。

そのため、「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）において、首都圏空港の機能強化に向けて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに羽田空港の年間発着枠約8万回の拡大に最優先に取り組むことなどが決定されている。

一方、航空需要の拡大に対応するためには、空港等のハード面のインフラ整備のみならず、安全で安定的な航空輸送を支えるソフト面のインフラである操縦士についても、安定的な供給や質の向上を図ることが必要不可欠である。

こうした中、我が国航空業界においては、短期的な操縦士不足が深刻な課題となっているとともに、中長期的な操縦士不足の発生も懸念されており、若手操縦士の養成・確保が課題となっているところ、独立行政法人航空大学校（以下「航空大学校」という。）では、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成することにより、安定的な航空輸送の確保を図っている。

航空大学校の業務及び組織については、国の政策を実現するための実施機関として法人の政策実施機能の最大化を図るため、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るとともに、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の見直しを行う。

第1 事務及び事業の見直し

1. 操縦士養成業務

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

(1) 航空大学校のさらなる活用

引き続き操縦士の安定的な供給源として中心的な役割を果たすため、少なくとも現在の養成規模を維持するとともに、我が国全体の操縦士養成能力の拡充に寄与するため、私立大学等の民間養成機関への技術支援等を行う。

第2 業務実施体制の見直し

(1) 組織形態の見直し

引き続き操縦士の安定的な供給源として中心的な役割を果たすとともに、我が国全体の操縦士養成能力の拡充に寄与するため、現在の組織形態を維持する。

(2) 組織体制の整備

第3期中期目標期間において、本校及び分校の業務を見直し、各分校の業務を本校に集約した新たな組織体制を整備したところ、上記(1)の取組を実施していくため、引き続き、現在の効率的な組織体制で操縦士養成を実施する。

(3) 支部・事業所等の見直し

航空大学校における操縦士養成事業においては、訓練空域が設定されたエリアが限られていることや、それぞれのフライト課程で使用する機材や訓練内容が異なることから、引き続き、分校の施設及び周辺の空域を最大限活用していくことが操縦士養成事業に必要不可欠であるため、宮崎・帯広・仙台の3校で操縦士養成を実施する。

(4) 業務運営体制の整備

引き続き、効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等に努める。

また、法人のミッションを有効かつ効果的に果たすため、引き続き内部統制システムの充実、及び監事機能(監査)の実効性の向上に努める。

第3 その他組織・業務全般に関する見直し

(1) 電子化の推進

現在、イントラネット等を活用して学校間の情報共有等を図っているところ、行

政の簡素化・効率化等、電子政府推進の取組の一環として、引き続き、現在の取り組みを継続する。

(2) 調達合理化

引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、法人内の推進体制を整備し、契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。

また、操縦士養成業務の効率的実施のために、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において、明確化する。

(3) 給与水準の適正化

引き続き、給与水準については、法人の事務・事業の特性等を踏まえた柔軟な取り扱いを可能とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表する。

(4) 保有資産の見直し

引き続き、保有資産の必要性について不断の見直しを行う。

(5) 自己収入の確保

適正な受益者負担を図るため、平成 25 年 12 月閣議決定や小委員会とりまとめを踏まえて、学生の授業料については、現在の低廉な負担水準を維持し、航空会社の負担については、平成 28 年度以降も当面は現在の負担水準を維持しつつ、平成 33 年度以降の航空大学校の中期計画の策定に合わせて、その時点での民間養成機関の状況を勘案したうえで、改めて検討を行う。また、訓練の受託等の拡大に向けて、必要な取組を実施する。

(6) 中期計画予算の作成

引き続き、運営費交付金を充当して行う事業について、中期計画の予算を適切に作成し、予算の適切な執行を図る。

(7) その他

上記(1)～(6)のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。